

全国

保健所長会

だより

はじめに

令和元年度地域保健総合推進事業発表会は令和2年3月2日(月)、3日(火)の2日間、都市センターホテルで開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大を受け、全国の各機関において対応に追われたため、今回は紙面による発表および評価となりました(35頁・表)。

各事業の概要等について

第1部「健康安全・危機管理対策総合研究事業」の1演題、第2部「地域保健総合推進事業」の17演題(うち、全国保健所長会協力事業が8演題)について、紙面評価が行われました。

第1部の「実践を踏まえた災害

令和元年度

地域保健総合推進事業発表会

全国保健所長会学術担当常務理事／大阪府富田林保健所長 永井 仁美

時健康危機管理支援チーム(DH EAT)の質の向上、構成員、受援者の技能維持に向けた研究」では、西日本を中心とした「平成30年7月豪雨」災害時のDHEAT出動、また「令和元年佐賀豪雨」災害での2度目の出動を踏まえ、実践の段階に入ったDHEAT活動を充実強化していくためには、広域的な災害にも迅速な対応ができる機動力を備え、持続的成長を可能とする全国的な組織体制づくり、災害時の公衆衛生活動に係る専門的知識と経験を持つ人材の確保・育成、都道府県等・保健所・市町村の連携体制構築、保健医療活動チームとの相互理解の促進等が必要と示されました。そのために、「平時・発災時のDHEAT運用体制」「迅速・効率的なDHEAT出動体制」「DHEAT活動検証

と応援の在り方」「受援体制の構築支援」「中期の公衆衛生業務各論」の5グループ体制で研究が行われました。研究は、研究分担者、研究協力者ともに災害現場近くで活動する者を中心に構成されました。過去のDHEAT活動における検証のまとめを活かし、都道府県・地域ブロック・全国とそれぞれの役割分担についての検討、DHEAT活動検証のための被災地インタビュー調査、「災害時保健医療活動Q&A集(仮称)」の作成などが今後も計画されており、「DHEAT活動ハンドブック」への反映を目指しています。

第2部の「地域保健総合推進事業」のうち、全国保健所長会協力事業についてご紹介します。

「公衆衛生医師の確保と育成に関する調査および実践事業」で

は、全国保健所長会の公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会と連携し、自治体調査を実施しました。都道府県47、指定都市20、中核市57、その他政令市5の合計129自治体を対象とし、回答率は89・9%と高率でした。しかし、「医師確保計画に公衆衛生医師確保も盛り込む予定・検討中」と回答した自治体は32・5%にとどまり、全国的な公衆衛生医師不足の中、自治体により認識に差があることが示唆されました。

次いで、実践事業では、若手医師・医学生向けセミナーの開催、日本公衆衛生学会総会自由集会の開催、医学生や研修医を対象とした就職説明会イベントにおける公衆衛生医師の広報活動、公衆衛生医師業務等の広報戦略の検討、衛生行政医師

に関する社会医学系専門医制度のサブスペシャリティ等の検討などが実施されました。

「医療構想と包括ケアの推進における保健所の役割についての研究」では、全国の保健所長を対象に在宅医療の充実に活用可能なデータの入集手法を盛り込み、情報提供を含めたアンケート調査が行われました。回答率は55%でした。調査結果より、管内の在宅医療に実践的な関わりを持つている保健所は25%にすぎず、現在または将来の在宅医療の不足を防ぐためには、全国の保健所が在宅医療に実践的な関わりを持つための手法を提供する必要があると発表されました。また、在宅医療の充実に向けて全国の保健所が活動するためには、全国のどの地域においても個々の医療機関の訪問診療患者数を入力できるシステムが必要であり、その実現のために「厚労省や地方厚生局等への要望も必要」と報告されました。

催および研修終了1か月後の活動内容などの調査も実施され、58・7%の回答率でした。地域移行の体制づくりには多くの保健所(58・8%)が中心的な役割を担っていました。地域移行の実績では839人の実績が報告され、保健所当たりの平均地域移行実績は少しづつ伸びてはいるものの平成30年度で3・8人であり、障害福祉計画の目標とされている年間12〜16人以上の実績のある保健所は10・1%にすぎません。地域移行実績にはピアの活動が成果を上げており、多くの保健所が認識はしているものの、ピアの養成や雇用の具体的な手法、保健所の役割が不十分であり、研修により一部保健所では具体的な事業展開につながりました。

「災害時健康危機管理活動の支援・受援体制整備と実践者養成事業」では、これまで全国8ブロックでDHEAT養成研修を行ってきたましたが、保健所等での災害対応訓練が十分実施されていない実態もありました。そのため、「DHEAT基礎編研修」を企画運営担当者向け研修とし、地域における研修等企画立案・実施(講義、演習の講師およびファシリテーター等)・実務を担うことができる人材養成を目指しました。「DHEAT基礎編研修」を全国8ブロックで、「企画運営リーダー研修」を2か所で実施し、受講者総数は768名でした。これまでの研修では、事業班が研修資料を作成し、講師を務めていましたが、各ブロックでの受講者ご当地データを作成して講師を務めました。このことは、受講者や所属自治体における災害対応研修への意識が高まったことを示唆しています。

「新興再興感染症対策等健康危機管理推進事業」では、大きな国際イベントが続く国内状況を踏まえ、ラグビーワールドカップ2019を題材に、マシギヤザリングにおける感染症対策の状況についての自治体調査が実施されました。調査は、ワールドカップ競技開催地となった12自治体の本庁感染症担当課を対象に行われ、回答率は100%でした。11自治体で「感染症発生動向調査の徹底」「自治体間情報共有の積極的活用」「新疑似症サーベイルランスへの取り組み」「食品衛生における監視や啓発」「蚊媒介感染症対策等の対応」が取られていました。

また、保健所の結核対応についての検討や保健所向けの個別疾患対応助言集の作成・改訂作業が行われました。延期になった2020東京オリンピック・パラリンピックにおいて、万が一感染症が発生した場合の対応などについて、今後も知見を共有し、対策につなげることが重要です。

「薬剤耐性(AMR)対策等推進事業」では、AMR対策アクションプランに示された6分野の中で、「普及啓発・教育」「感染予防・管理」に保健所が取り組む際の支援事業として、セミナーの充実強化にAMRCC(臨床リファレンスセンター)と共同で取り組み、研修内容のパッケージ化、事例検討パターンの複数用意、研修講師役の育成などを目指して実施されました。また、保健所のアウトブレイク対応支援や感染管理に関する相談受付事業を継続し、「Question&Advice」が作成されました。引き続き、症例提示のブラッシュアップと成果物の活用方法についての検討、院内感染対策における保健所の役割についての検討が予定され

第1部 健康安全・危機管理対策総合研究事業

- 1 実践を踏まえた災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の質の向上、構成員、受援者の技能維持に向けた研究
服部希世子(熊本県天草保健所所長)

**第2部 地域保健総合推進事業 I
(全国保健所長会協力事業のみを抜粋)**

- 1 公衆衛生医師の確保と育成に関する調査および実践事業
宮園将哉(寝屋川市保健所所長)
- 2 医療構想と包括ケアの推進における保健所の役割についての研究
逢坂悟郎(兵庫県丹波保健所所長)
- 3 精神障がい者を地域で支えるための保健所の役割に関する実践事業
柳 尚夫(兵庫県豊岡保健所所長)
- 4 災害時健康危機管理活動の支援・受援体制整備と実践者養成事業
池田和功(和歌山県新宮保健所所長)
- 5 新興再興感染症対策等健康危機管理推進事業
井澤智子(茨城県日立保健所所長)
- 6 薬剤耐性(AMR)対策等推進事業
豊田 誠(高知市保健所所長)
- 7 グローバルヘルスの保健所機能強化への活用方法確立および開発途上国に対する日本の衛生行政経験の伝達可能性の模索
剣 陽子(熊本県人吉保健所所長)
- 8 保健所における喫煙対策の現状と課題～改正健康増進法への対応～
加治正行(静岡市保健所所長)

ています。
「グローバルヘルスの保健所機能強化への活用方法確立および開発途上国に対する日本の衛生行政経験の伝達可能性の模索」では、昨年度に作成された『保健行政窓口のための外国人対応の手引き』の改訂に取り組み、精神保健に関する項目が追加されまし

た。また結核に関する11の行政文書について、これまでにベトナム語、ネパール語、インドネシア語への翻訳が本事業班で行われていましたが、さらに6言語(中国語、タガログ語、韓国語、ビルマ語、タイ語、ヒンディー語)に翻訳されました。今後は母子保健や食品衛生分野における外

国人対応の手引きの検討、精神保健分野の文書翻訳などの検討が予定されています。
「保健所における喫煙対策の現状と課題」改正健康増進法への対応」では、改正健康増進法に基づいて保健所が実施する喫煙対策・受動喫煙防止事業の実施・準備状況等を明らかにするため、

を願います。
所活動に活かされる事業の推進
業班には、引き続き全国の保健
たが、今年度へ継続となった事
の報告、評価の形が取られまし
しました。例年とは違った形で
業の8演題について簡単に報告
以上、全国保健所長会協力事

おわりに

今年度は法施行後における全
国の保健所の喫煙対策・受動喫
煙防止事業の実施状況をモニタ
リングし実施を巡る課題等を明
らかにする必要があります。

全国の保健所を対象にアンケ
ト調査が行われ、回答率は69・
5%でした。保健所が単独施設
の場合は敷地内完全禁煙が93・
8%であるのに対し、他部門と
の複合施設の場合は50・0%で
した。改正健康増進法に基づく
受動喫煙対策を保健所内で担当
する部署は、第一種、第二種施
設とも「保健部門」が最も多い一
方で、飲食店・喫茶店に対する
法令順守の確認方法をまだ決め
ていない保健所が6割近いとい
う結果でした(調査時期2019
年7月)。